

平成31年度仙台市西部地区観光地域おこし協力隊実施要領

1 目的

「仙台市西部地区観光地域おこし協力隊設置要綱（平成31年2月18日制定）」（以下「要綱」という。）に基づき、仙台市西部地区における体験プログラム発掘・創出や観光地域づくりを実施することを通じて、交流人口の拡大や地域ブランド力の向上、観光地域づくりの担い手育成を図るため、西部地区観光地域おこし協力隊による地域おこし事業を実施します。

2 隊員の条件

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする仙台市以外の都市地域等（総務省「特別交付税措置に係る地域要件確認表」で定める過疎地域等の条件不利地域以外）に住民票を有し、決定後には、仙台市西部地区内に住民票及び生活拠点を移すことができる方（特別交付税措置に係る地域要件を満たす方）
- (2) 要綱の趣旨を尊重し、以下の活動をする意欲のある方
 - ①西部地区の体験プログラム発掘・創出に係る活動
 - ②観光地域づくり及び情報発信に係る活動
 - ③その他地域活性化、交流人口拡大に資するために必要な活動
- (3) 普通自動車運転免許を持っている方
- (4) ワード、エクセル等の基礎的なパソコン操作ができる方
- (5) SNS等による情報発信のできる方

3 人員

2名

4 活動の内容

- (1) 具体的な活動内容は、要綱及び本要領を基に「平成31年度西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務」の受託者（以下「活動支援事業者」という。）と市担当者が協議して決定します。ただし、活動支援事業者は、協議に先立ち、地域おこし協力隊制度の趣旨を踏まえ、雇用関係にある隊員の意向を十分尊重して活動内容を提案するものとします。
- (2) この事業では、次のような日常的な活動についても活動内容に含めるものとします。
 - ①西部地区の町内会活動や役員活動への協力及び地域活動への参加、準備等手伝い
 - ②西部地区への定住等に向けた準備
 - ③経験やスキル、ネットワークを活かし、西部地区を元気にするための活動
 - ④活動状況や暮らしの様子を公開し、市内外に西部地区の魅力を発信する活動

5 活動の期間

委嘱の日から2020年3月31日までとします。ただし、要綱に基づき、最大3年まで延長することができます。

6 身分、活動の形態

- (1) 活動支援事業者との雇用契約に基づき活動を行います。要綱に基づき市長が委嘱しますが、市との雇用関係はありません。
- (2) 報償は月額165,000円（所得税等を含む）とします。
- (3) 活動支援事業者は1週間単位を目処に隊員の活動予定を市担当者に連絡し確認を受けるものとします。
- (4) 活動支援事業者は各月の隊員の活動実施状況を当該月の翌月5日までに、活動報告書により市担当者に報告し確認を受ける必要があります。ただし、3月においては当該月の31日までに提出するものとします。
- (5) 活動支援事業者が定める場所を活動拠点として、主に西部地区内での活動となりますが、必要と認められる場合は、情報発信や研修等のため地区外での活動も行います。
- (6) 活動支援事業者は、隊員が要綱第2条に定める活動以外の活動に従事し、それによる収入を得ることを認めることができるものとします。但し、隊員としての活動と予定を優先して考える必要があることから、活動支援事業者は事前に市と協議することとします。

7 処遇、貸与、資金等

- (1) 住居は、活動支援事業者が指定します。
- (2) 隊員の活動資金は予算の範囲内で、「平成31年度西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務」に基づき市が負担します。
この資金の主な充当先は以下を想定しています。
 - ① 住居の家賃
 - ② 活動に使用する車両の使用料、任意保険の保険料
 - ③ 活動に対する必要な保険（傷害保険等）の保険料
 - ④ 活動に必要な装備品・被服・消耗品等の購入費（1点につき2万円未満を上限とする）
 - ⑤ 市が認める出張交通費及び宿泊費
 - ⑥ 活動を発信するために必要な機器のリース料及び通信料
 - ⑦ 必要な技術を学ぶための研修や資格取得に必要な費用
- (3) 活動を行う際に必要となる上記以外の項目については、市との協議の上、決定するものとします。

8 隊員の選定方法

「平成31年度西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務」の応募者が、隊員の候補者を含めて提案することとします。本市では当該業務の審査を行い、選定します。

9 問い合わせ先

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目6-1

仙台市文化観光局観光交流部観光課

TEL: 022-214-8259 FAX: 022-214-8316

E-mail: kei008020@city.sendai.jp